

第9期富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）及び富良野市介護保険条例の一部改正（介護保険料の改正）について意見を募集します

この計画は介護保険法にもとづいて、市町村が3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施と、高齢者の総合的な保健福祉施策の推進を図るために策定するものです。

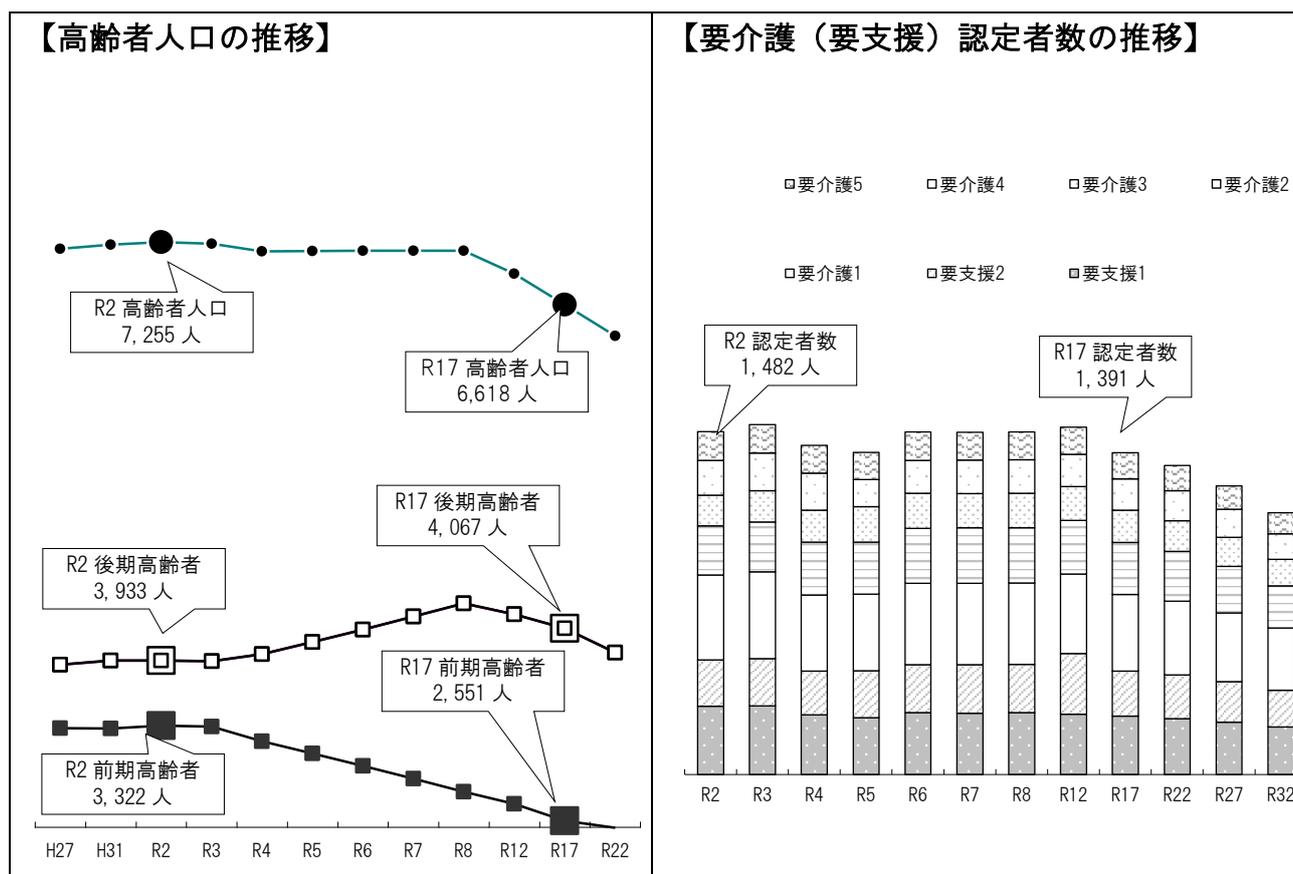
計画策定の背景

○高齢者人口の推移

富良野市の高齢者について、前期高齢者（65歳以上75歳未満）と後期高齢者（75歳以上）に区分すると、前期高齢者数はこれまで横ばいで推移してきましたが、令和7年以降は3,000人を下回ると見込まれます。一方で、後期高齢者数は当面増加が続くと見込まれています。

○要介護（要支援）認定者数の推移

本市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要介護・要支援認定者数をみると、ゆるやかな増加傾向にありましたが、今後は高齢者人口の横ばい傾向が続くことが見込まれ、認定者数はゆるやかに減少していくことが見込まれます。



介護保険事業の見込み

要介護（要支援）認定者数は、後期高齢者数の伸びによる要介護認定者の増加や重度化による介護保険サービスなどへのさらなる需要の増大が見込まれるものの、高齢者人口が横ばいで推移すると予測されます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
後期高齢者数	3,807人	3,862人	3,959人	4,057人	4,160人	4,263人
要介護（要支援）認定者数	1,378人	1,422人	1,392人	1,480人	1,479人	1,480人
介護保険事業費(千円)	2,384,114	2,353,686	2,482,334	2,424,300	2,430,691	2,443,816

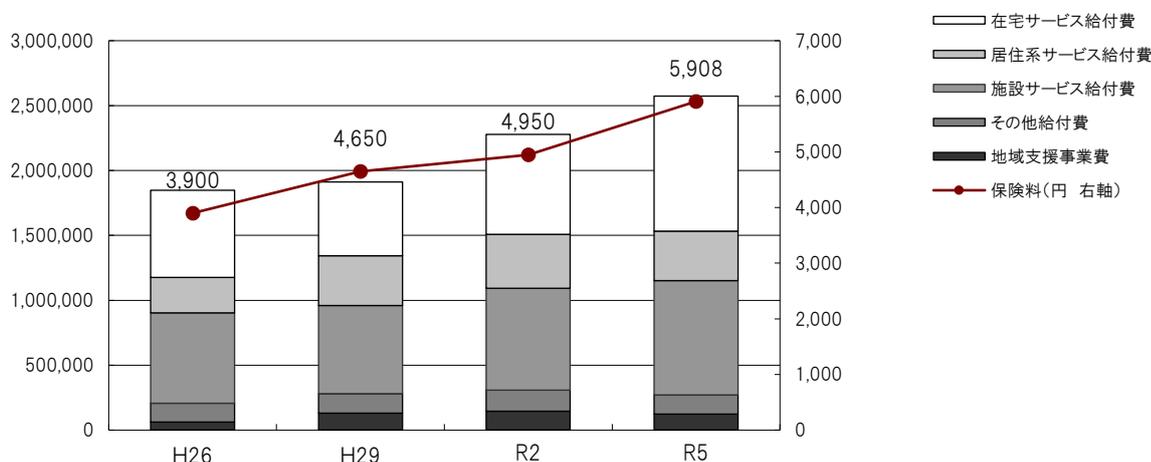
※介護サービス利用者数はサービス種類ごとに利用者数を集計しているため要介護（要支援）認定者数より多くなっています。

介護保険料の見込み

令和6年度以降は高齢者人口が横ばいで推移すると予測されることから、保険料は大きく変えない方向とします。

【サービス別介護保険事業費の推移】

(単位：左軸 千円、右軸 円)



主な取り組み内容

○介護人材の確保・定着

介護人材の確保・定着は本市においても重要な課題であるため、良質な介護サービスの維持に向け今後も介護人材の確保に取り組みます。また、介護職に関心のある就業希望者の掘り起こしや介護職員のキャリアアップに向けた新たな取り組みを推進します。

○権利擁護の推進・認知症支援

今後増加が見込まれる認知症高齢者やその家族が不安なく生活できるよう、認知症になっても地域で安心して過ごせるまちづくりを進めていくために、すべての市民が認知症に対する正しい理解を持ち、支援を必要とする認知症高齢者やその家族に対して適切な支援を提供できるよう、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を図っていきます。また、単身高齢者や身寄りのない高齢者も増加しており、将来の財産管理や金銭管理に不安を感じている高齢者も多く、高齢者の権利擁護について、富良野市権利擁護センターとも連携し、継続した支援に繋がっていきます。

第1号被保険者の介護保険料

第9期計画の介護保険事業費の見込値から第1号被保険者の介護保険料を推計すると、後期高齢者数の伸びによる要介護認定者の増加や重度化による介護保険サービスなどへのさらなる需要の増大が見込まれるものの、高齢者人口が横ばいで推移すると予測されることから、保険料は6,000円となりました。第1号被保険者の保険料は第5段階を基準とし、所得等によって13段階に分かれています。

※（変更される場合があります。）

第9期

（令和6～8年度）

段階	料率	年間保険料	対象者
1	0.455	32,040円 （月2,670円）	生活保護受給者及び市民税非課税世帯で本人は老齢福祉年金受給者世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方
2	0.685	48,960円 （月4,080円）	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方
3	0.690	49,680円 （月4,140円）	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得額の合計額が120万円を超える方
4	0.900	64,800円 （月5,400円）	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方
5	1.000	72,000円 （月6,000円）	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で第4段階に該当しない方
6	1.200	86,400円 （月7,200円）	本人に市民税が課税されていて、合計所得額が120万円未満の方
7	1.300	93,600円 （月7,800円）	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
8	1.500	108,000円 （月9,000円）	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
9	1.700	122,400円 （月10,200円）	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
10	1.900	136,800円 （月11,400円）	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
11	2.100	151,200円 （月12,600円）	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が520万円以上の方 620万円未満の方
12	2.300	165,600円 （月13,800円）	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が620万円以上の方 720万円未満の方
13	2.400	172,800円 （月14,400円）	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が720万円以上の方